

## 平成25年度県事業の概要について

## (1) 県施設への整備（各担当課が事業を実施）

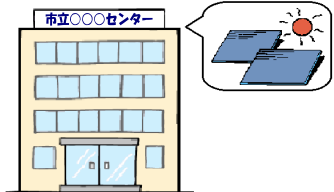
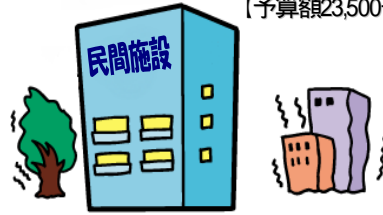
- ・平成24年度に設計のみ実施した県立高等技術専門校米原校舎と草津校舎への整備（太陽光発電設備 10kw、蓄電池（リチウムイオン）15kwh）\*参考資料2-3に事業計画書添付
- ・平成25年度に県立高校（1校）への整備を計画（太陽光発電設備 10kw、蓄電池 15kwh）

## (2) 市町等施設への整備に対する補助

- ・13市町等の施設への補助を計画
- ・10市町から事業計画書提出（内示済み）\*別添一覧表を参照

## (3) 民間施設への整備に対する補助

- ・平成25年度；公募を実施（7/25から8/30まで）  
老人福祉施設から問い合わせはあるものの応募は0件
- ・第2次募集を近日中に開始予定

公共的施設(公共的施設等再生可能エネルギー導入推進事業)	
再生可能エネルギー導入設備 + 蓄電池の設置補助	
<p>公共施設再生可能エネルギー等導入事業補助金【予算額 328,100千円】</p>  <p>市立〇〇センター</p>	<p>民間施設等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金【予算額23,500千円】</p>  <p>民間施設</p>
市町(一部事務組合含む)	防災拠点施設を所有または管理している事業者
定 額 10 / 10 上限額 2,550万円 / 施設	補助率 1 / 3 上限額 850万円 / 施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が所有する施設</li> <li>・防災拠点となる施設 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性を有する施設</li> <li>・防災拠点となる施設 等</li> </ul>

\*平成24年度;  
上限額 250万円 / 施設

〔再生可能エネルギー等導入推進基金〕

## 滋賀県公共施設再生可能エネルギー等導入事業補助金の概要

県では、環境先進地域の構築に資するため、市町等が所有する施設であって、地域の防災拠点や災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設等へ再生可能エネルギー等による発電設備および蓄電池を導入する事業等に係る設置費用の全部または一部を補助します。

### 補助対象者

滋賀県内の市町および一部事務組合（以下「市町等」という。）

### 補助対象事業

滋賀県内の市町等が所有する施設であって、地域の防災拠点や災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設等において、災害時等の電力遮断時であっても、最低限の防災拠点としての機能を確実に確保するため、再生可能エネルギー等のエネルギーシステムを新たに導入する事業。

### 補助対象経費

補助事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量および試験費その他必要な経費で知事が承認した経費。なお、当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額とする。ただし、設備を更新する場合の既存設備の撤去に係る工事費等を除く。

### 補助率および補助上限額

補助率は定額（ただし、上限額は、25,500千円とする。）

### 補助の対象となる施設

滋賀県内の市町等が所有する施設であって、地域の防災拠点や災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設等

### 再生可能エネルギー等の種類

#### ・再生可能エネルギー等

- 1 事業の対象となる再生可能エネルギー等は、次のとおり。  
太陽光、風力、小水力、バイオマス、その他知事が認める再生可能エネルギー。

#### ・エネルギーシステム

- 2 事業の対象となるエネルギーシステムは、次のとおり。  
再生可能エネルギー等による発電設備（以下、「再生可能エネルギー等発電設備」という。）  
蓄電池（定置式のもの）  
その他知事が認める再生可能エネルギー等発電設備および蓄電池に付帯するもの（以下、「発電設備等に付帯するもの」という。）

### その他

この補助制度と再生可能エネルギーの固定価格買取制度を併用することはできません。

原則、再生可能エネルギー等発電設備と蓄電池を併設して導入すること。

再生可能エネルギー等発電設備、蓄電池または発電設備等に付帯するものについては、補助対象施設で使用している全てのエネルギーを対象とするものではなく、非常時に必要とされる最小限の機能を維持できる規模とする。

**予算額** 328,100千円（平成25年度）

### 応募・問い合わせ先

滋賀県琵琶湖環境部温暖化対策課政策推進担当  
〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1-1  
TEL 077-528-3494 FAX 077-528-4844

〔再生可能エネルギー等導入推進基金〕

## 滋賀県民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業補助金の概要

県では、環境先進地域の構築に資するため、防災拠点や避難所等となりえる民間施設へ再生可能エネルギーおよび蓄電池を併せて導入する方等に、設置費用の一部を補助します。

### 補助対象者

滋賀県内において防災拠点施設を所有し、または管理している事業者。

### 補助対象事業

防災拠点施設において、災害時等の電力遮断時であっても、最低限の防災拠点としての機能を確実に確保するため、再生可能エネルギー等の設備を新たに設置、更新または増設する事業。

### 補助対象経費

事業を行うために必要な本工事費、その他必要な経費で知事が承認した経費（消費税および地方消費税は除く）。なお、当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額とする。ただし、設備を更新する場合の既存設備の撤去に係る工事費等を除く。

### 補助率および補助限度額

補助対象経費の3分の1以内の額とし、8,500千円を限度額とする。

### 補助対象となる防災拠点施設

地域住民をはじめとした不特定多数の人が利用するなど、災害時において地域の防災拠点となりえる下記の施設

- 1 滋賀県内に所在する施設であること。
- 2 耐震性を有する施設であること。
- 3 災害時において地域の防災拠点となりえる施設。
- 4 以下に例示する施設  
医療施設、公共交通機関の施設、私立学校等、宿泊施設等、福祉避難所、自治会館、その他知事が必要と認める施設。

### 再生可能エネルギー等の種類

太陽光等の再生可能エネルギーおよび蓄電池等の再生可能エネルギー設備に付帯する下記のもの。

- 1 事業の対象となる再生可能エネルギーは次のとおり。  
太陽光、風力、小水力、バイオマス、その他知事が認める再生可能エネルギー。
- 2 事業の対象となる再生可能エネルギー発電設備に付帯するものは、次のとおり。  
蓄電池（定置式のもの）  
その他知事が認める再生可能エネルギー発電設備および蓄電池に付帯するもの。
- 3 原則、再生可能エネルギー発電設備と蓄電池を併設して導入すること。
- 4 再生可能エネルギー発電設備、または再生可能エネルギー発電設備に付帯するものについては、対象施設で使用している全てのエネルギーを対象とするものではなく、非常時に必要とされる最小限の機能を維持できる規模

### その他

この補助制度と再生可能エネルギーの固定価格買取制度を併用することはできません。

予算額 23,500千円（平成25年度）

### 応募・問い合わせ先

滋賀県琵琶湖環境部温暖化対策課政策推進担当  
〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1-1  
TEL 077-528-3494 FAX 077-528-4844

## 平成25年度 滋賀県公共施設再生可能エネルギー等導入事業計画書提出市町一覧

滋賀県公共施設再生可能エネルギー等導入事業(市町分)				予算額;328,100千円(補助率;定額 上限額;25,500千円)					
補助対象事業者 (事業主体)	再生可能エネルギー等導入施設 の名称	総事業費 (円)*注1	補助金 内示額 (円)*注2	施設区分	防災拠点等の 位置づけ	事業内容	事業効果		
							再生可能 エネルギー の発電量 (kW)	蓄電池 の容量 (kWh)	CO <sub>2</sub> 削減量 (t-CO <sub>2</sub> /年)
大津市	富士見市民センター			庁舎	避難所	太陽光発電10kw 蓄電池15kwh	10	15	4.1
彦根市	彦根市地域総合センター人権・ 福祉交流会館			公民館 (人権センター)	避難所	太陽光発電10kw 蓄電池15kwh	10	15	4.1
長浜市	ながはまウェルセンター			社会福祉施設	防災拠点 (医療機関等と連携)	太陽光発電15kw 蓄電池 15kwh	15	15	6.2
草津市	草津市立第五保育園			体育館	避難所	太陽光発電10kw 蓄電池15kwh	10	15	4.1
守山市	守山市民多目的体育館			体育館	防災拠点 (医療機関等の拠点)	太陽光発電15kw 蓄電池16kwh	15	16	6.2
甲賀市	水口中学校			学校	避難所	太陽光発電15kw 蓄電池15kwh	15	15	6.2
野洲市	(仮称)総合防災センター			庁舎 (防災センター)	防災拠点 (防災センター)	蓄電池16kwh*注3	(10)	16	(10)
高島市	高島市消防本部・北部消防署 合同庁舎			消防署	防災拠点 (消防署)	太陽光発電10kw 蓄電池15kwh	10	15	4.1
竜王町	竜王町立竜王中学校			体育館	避難所	太陽光発電32kw 蓄電池30kwh	32	30	13.2
多賀町	多賀町総合福祉保健センター 「ふれあいの郷」			福祉避難所	避難所	太陽光発電21.56kw 蓄電池15kwh	21.56	15	8.9
合計							139	167	57

\*注1;内示時点の総事業費

\*注2;補助金額の1000円未満は切り捨て

\*注3;野洲市は、蓄電池の設置のみ当該補助金を活用。太陽光発電設備は別に導入。

\*ホームページ掲載時には金額を表示しない。

(参考)事前の要望調査で平成25年度に事業実施予定であったが、平成26年度以降に延期された市町

(単位:千円)

滋賀県公共施設再生可能エネルギー等導入事業(市町分)									
事業主体	導入施設名	総事業費	補助金 予定額	施設区分	事業内容	その他	事業効果		
							再生可能 エネルギー の発電量 (kW)	蓄電池 の容量 (kWh)	CO <sub>2</sub> 削減量 (t-CO <sub>2</sub> /年)
湖南市	湖南市給食センター			給食センター	太陽光発電15kw 蓄電池15kwh	太陽光発電設備はH26年度事業	15	15	6.2
米原市	(仮称)近江地域認定こども園			学校(幼稚園) 社会福祉施設	太陽光発電30kw 蓄電池14kwh	太陽光発電設備はH26年度事業	30	14	12.4
豊郷町	豊郷町役場			庁舎	太陽光発電30kw 蓄電池15kwh	太陽光発電設備はH26年度事業	30	15	12.4
合計									75

H26年度事業予定;東近江市、日野町、愛荘町、湖南広域行政組合(湖南消防) 平成27年度事業予定;近江八幡市 要望が無かった市町;栗東市、甲良町

\* ホームページ掲載時には金額を表示しない。